**市営住宅の家賃の基となる所得月額について（参考）**

**所得月額の計算方法**

所得月額とは、年間の世帯の総所得金額から該当するすべての控除額を差し引いた金額を12（月）で割って算出した金額です。

控除額合計

（控除対象額の合計）

所得額合計

（所得がある世帯員

全員の合計）

世帯の

所得月額

世帯の所得

年額

÷12

＝

－

**給与収入の方の所得金額**

（前年の１月１日以前から現在の勤務先に勤務している場合）

* 源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」
* 市町村が発行する総所得金額が記載してある書類（課税証明書等）の「給与所得」

**年金収入の方の所得金額**

（前年の１月１日以前から年金が支給されている場合）

* 市町村が発行する総所得金額が記載してある書類（課税証明書等）の「年金所得」

**事業収入の方の所得金額**

（前年の１月１日以前から事業を始めている場合）

* 確定申告書（控え）の「所得金額合計」
* 市町村が発行する総所得金額が記載してある書類（課税証明書等）の「営業等所得」

（※）上記以外（前年の１月２日以後に現在の勤務先に勤務している給与所得の方、前年の１月２日以後から年金が支給されている年金所得の方、前年の１月２日以後に事業を始めた事業所得の方）の所得金額については、別途計算が必要です。

**控除額の種類**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **控除の種類** | **控除の対象** | **控除金額／人** |
| 親族控除 | 同居する親族及び遠隔地扶養親族の方 | 380,000円 |
| 特定扶養控除 | 扶養親族のうち、年齢が16歳以上で23歳未満の方 | 250,000円 |
| 老人控除対象配偶者  老人扶養控除 | 控除対象配偶者及び扶養親族のうち、年齢が70歳以上の方 | 100,000円 |
| ひとり親控除 | 以下の全てに該当する方 ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいない ・生計を一にする子（所得金額が48万円以下）がいる ・合計所得金額が500万円以下 | 350,000円 |
| 寡婦控除 | ひとり親控除に該当しない方で、以下の全てに該当する方 ・夫と離婚して扶養親族を有している、又は夫と死別、夫が行方不明 ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいない ・合計所得金額が500万円以下 | 270,000円 |
| 障害者控除 | 申込者本人及び親族控除を受ける障害者の方 | 270,000円 |
| 特別障害者控除 | 申込者本人及び親族控除を受ける特別障害者の方 | 400,000円 |
| 給与所得・公的年金所得控除 | 過去1年間において、給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方 | 100,000円 |